

平成20年白老町議会総務文教常任委員会会議録

平成20年10月7日(火曜日)

開 会 午後 1時32分

閉 会 午後 3時52分

議事日程

所管事務調査

1. 連合審査会の運営方法について

会議に付した事件

所管事務調査

1. 連合審査会の運営方法について

出席委員(7名)

委員長 及川 保 君

副委員長 近藤 守 君

委員 本間 広朗 君

委員 前田 博之 君

委員 斎藤 征信 君

委員 吉田 和子 君

議長 堀部 登志雄 君

欠席委員(1名)

委員 鈴木 宏征 君

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 上坊寺 博之 君

書 記 小山内 恵 君

開会の宣告

委員長（及川 保君） 午後からの総務文教常任委員会を開会したいと思います。大変お忙しい中参集いただきましてありがとうございます。

（午後 1時32分）

委員長（及川 保君） 先般の定例議会において付託されました案件につきまして、総務文教常任委員会が主となりまして連合審査という形を取ることに決定をいたしました。本日はそういう意味で議会が新財政改革に関する調査特別委員会という中で大変な議論を積み上げてきたわけでありますが、町側は1.7という条例提案含めて9月定例会に示したとこういう形の中で今回の付託をして審議をするとこういう形になりましたので、今後の対応を含めて議会側の意思を決めていきたいなというふうに思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

局長のほうからちょっと説明を。

事務局長（上坊寺博之君） 10日の連合審査会、総務のほうの主になりますので、あくまでも連合審査会が提案をしましても総務が主でございますので、そういう部分で10日の午後から行われるわけですが、町側のほうから説明をまずしておきたいと、今委員長が話しましたとおりかなり議論は尽くされていますので、今最終判断をするにあたって示しておきたいというのが2ついただいております。1つは固定資産税、今回は固定資産税でございますが、その超過課税した場合の影響をどういうふうになるかという部分をまず説明をしておきたいということでございます。これの概要は、町内の個人の方の課税にどのように影響するかということとをまず理解していただきたいということです。19年度の課税状況からいくと、個人にかかるパーセントというと25.9%になるのだそうです。上の左側の表です。25.9%が個人にかかる分ですと、それにかかる税額が右側の表で3億3,800万円という部分です。19年度ベースでいきますと平均的な納税額がその下の黒い丸印で書いてあります。5万6,000円ですと個人にかかる部分ですね。21年度課税にあたって20%アップ、税率が0.3%アップですね。そのことによつて試算していくと5,903円になりますということなのです。総額で0.3%上げたらです。ですから5万6,000円と5,900円合わせれば6万2,000円ぐらいプラスです。

次のページの表が仮にこれを1.65にしたらどのぐらい影響になるかということなのです。町の提案は1.7%ですけど、1.65%にしたときどうなるか、町内の個人分にかかわる部分が、約1,000万円ですという部分です。この部分から計算していくと一番下になるのですが、実質的0.05の影響というのは1人1世帯平均でいくと984円ということとをまず理解していただきたいと、例えば議会側が要請したように1.65%に修正した場合個人負担が984円軽減になりますよということなのです。

次のページは、これはまだ町側では議論しておりませんが、過去に議会から出ている部分だとかもろもろ合わせてその0.5、4,200万円を捻出していくとすればこういう部分が考えられるでしょうということでございます。事業費ではもう捻出することは無理ですと、見ていただけ

ればわかるのですが、事業費から捻出についても一般財源ベースで100万円単位で落とすことはなかなか厳しいところです。どうしてもこういうところの見直しを含めて検討していかなければならないと、見てわかるように福祉だとか教育の分野にも手を入れていかなければ4,200万円出ませんよという部分が多分10日に説明があるだろうと思います。

もう一つは、今までの議論の中で町側も検討してやるやらないと決めたのがありますよね。例えば町民温水プールの冬季閉鎖、保育料の改正等々含めまして盛り込んでいった案をあした示したいということがもらってございます。

委員長（及川 保君） これ皆さんもらっていますよね。今これの件について局長から説明しています。

事務局長（上坊寺博之君） 3日に私のほうに説明を受けたのはこれをもっていたのです。それで今配りました。1から21までの部分が修正になった部分とおのおの抜粋した部分です。12ページまで。

委員長（及川 保君） 要は新財政改革プログラムの中身が変わりましたよと。これは皆さん把握してください。次のこの部分は。

事務局長（上坊寺博之君） あした10日に説明したいと、2つ合わせて説明におおむね1時間ぐらい時間をいただきたいと、「1時間かからないかもしれません」と言っていました。

委員長（及川 保君） 中身は皆さま充分承知しているので。

事務局長（上坊寺博之君） それで最終的に町は、これより議会のほうからお呼びされても説明する部分は議論の中でかなり出し尽くしているのです、多分具体的な進めはこれがプログラムについては最後ではないかという話をされていました。

委員長（及川 保君） 10日、午後13時30分から各案件についての連合審査がまず予定されております。町側から冒頭、新財政改革プログラム修正部分についての説明があります、とこういう状況であります。中身については先ほど申し上げたように充分議会としては審議を尽くしたという形になっておりますので、今後具体的に議会が最終報告として示した1.65と町側が1.7を議会に提案したわけではありますが、その部分をどういうふうに訴えをしていくのかと、こういうことが主たる審議内容だと思いますので、本日の会議はそういった部分を含めて皆さんそれぞれの委員の考え方をまとめていきたいなと。実際の連合審査に望んでいきたいなというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思います。今レジメには連合審査の運営方法について本日の会議はなっておりますが、ざっくばらんに皆さんの考え方をお聞きしたいなというふうに思います。実際は総務が主になるということですが、局長から連合審査の形がどういうふうな形で進められていくか、概要よろしいでしょうか。

事務局長（上坊寺博之君） まず、具体的に特別委員会のときに小委員会を設けて運営方法を検討しましたよね、その役割を果たさなければならないのは総務なのです。というのはあくまでも総務に付託された案件ですから、最終結論は総務で出さなければならないのです。連合審査を設置するということは他の委員会の意見反映ですとか質疑をやる機会ですから、そういうものを保証する機会ですので、そういう部分の他の委員会をまじえてやるために他の委員会

にどういう審議をしてもらおうかということがまず一つなのです。というのは最終的な結論といえますか、討論はここでやりますので討論というのは基本的に他の委員会ではできないわけですよ。ですから質疑、意見出しをどのようにさせるかというのがこの連合審査会の重要なところですから、それがうまく図れないと皆さんの意見を持ってきて総務が判断するということがつながらないのかなと思います。産業厚生常任委員会のほうですと割と個々の税率とか新たに示されていますから質疑とか結構あると思うのです。今まで示されていませんから。水道料金も全道でどのくらいになるとか、率だけ 13%と示されていましたが、具体的に示されていませんよね。ですから産業厚生の方はある程度質疑応答は可能かなと思うのですが、総務の場合は 1.65%という部分での議論ですから、他の委員会からどのように意見を出してもらおうか、それができなければ連合審査をやる意味がないのです。ですからその辺も含めて議論していただくによろしいのではないかと思います。

委員長（及川 保君） 10 日午後から連合審査を行います。もう一日、15 日に再度朝 10 時から連合審査を行う予定になっております。繰り返しますが、この 1.65 という議会が示した案につきましてはかなりの皆さんとの全議員による特別委員会の中でかなり出し尽くされたといっても過言ではないでしょう。そういう意味合いからすると、今局長から説明があったような形で審査に挑むということになっていくだろうと思います。ざっくばらんに皆さんのほうからごさいませんか。大ざっぱにですからどこからでもいいと思います。

事務局長（上坊寺博之君） 前の連合審査、もう一回改めて持って来ますか。

委員長（及川 保君） そうですね。どうぞ吉田委員。

委員（吉田和子君） 今、1.65%にしてもこれだけのものの数値、評価がえも前には説明がありました、具体的な個々の数字として出してきましたよね。行政側が出してきたのは固定資産税超過税率を留保した場合にこういった見直しの部分しかありませんよというふうに、見直すとしたらこの部分ですよというふうに出してきましたよね。私達今見ていくと子供の教育関係、福祉関係の分野に手をつけなければならないという向こうは出してきましたよね。ですから、それでいいのかということ議論しなければならないわけですよ。この中からただ委員会として対案を出すということになるわけですから、このほかに自分達がこういったものがあるのではないかとことをきちんと出していかなければならないのですよね。それをどういった形で出していくようにするのかなと私も今見たりしたのですが、先ほど話していましたが、滞納繰越金の関係もかなりありますがそれは無理なのかなと思ったりとか、そういったことも含めながら出されてきたこういう事業の見直しですよというふうに、最後に議員報酬の見直しも議会だよりの見直しも出されていますが、こういった中でのものしか本当はないのかどうなのかということもこちら側としては、きちんと出しておかなければいけないのかなと思っ

て今見ていたのですが。

委員長（及川 保君） そうですね。そういうことからすると今吉田委員から話がありましたが、町が進めるあらゆる事業の見直しに改革の余地がないのかどうかその辺をきちんと確認できる形を取れば一番いいなと思ったのですが、今の局長の説明からすると町側は 10 日冒頭

の説明以外に説明ができないだろうとこういう話がありましたが、となると非常にその部分は厳しくなるなという思いです。

前田委員どうぞ。

委員（前田博之君） 今吉田委員からお話がありましたが、その前に順序とすれば特別委員会が1.65%にして対案が「土地を売りなさい」と言ったのですが、その後、議長と委員長が町長のところに行ってその土地について非公式ですが難色を示しているよと、ですが10日一連の説明を受けた後に公の場で町側が本当に土地が売れないのかどうかということを確認を取って、その上でこういう問題に入るかどうか整理をしておかないと、今思いは持っていますが公式な見解はもらっていないのです。やはり整理一つずつしておかないと。その上で1.65%と特別委員会で決まっていますが、その数字でいくのかその辺をやはり整理をしていかなければだめだと思います。それで今吉田委員が言ったようにこの見直し対策については、私これを見るとかなり福祉、教育に重点をおいて言葉悪いですが意識的にやっていると思います。それで私自身この古いほうのプログラム67ページを見ると町の事務事業の見直しで、森野福祉館の冬期間の管理の配置を見直すと、福祉バス料金改定、継続検討すると言っているのです。それと高齢者大学についても内部検討するという、この項目については上げていながら金額が上がっていないということは、町としてみずからつくったもの、議会の中で特別委員会で仮に対案が出ていたはずですが、ただそれは小委員会で土地を売るということで対案として上がっていませんが、中では町長は別にしても担当課長や副町長出てきているはずですから、当然中間報告と最終報告でもそういう項目が上がっていたのです。それなのにまるっきりここに上がってこないということは議会としてどう考えるかということもやはり一つの議論の余地かなと思います。対案とした場合ですよ。そういう問題をここで整理して連合審査の中で議論していくかということ整理をしておかないと、また結果的に特別委員会の話がむし返ってしまいますので、それはやはりやめるべきだと思うのです。そういう部分を整理していく必要があるのかなと思うのですがいかがでしょうか。

委員長（及川 保君） 前田委員の意見もまったくそのとおりだと思います。本当に土地の部分についても確かに室長の答弁の中では何回か「難しいよ」と繰り返されているのです。そういうことがあります。現実には幹部、理事者がこれについては具体的には「こういう形で難しい」という部分については聞いていないということもありますから、当然10日にはそういうことがきちんと具体的に質疑できるというようなことは、今前田委員の言ったとおりです。

もう一つ、今プログラムの中にも確かに盛り込まれているのです。この体験館も含めて高齢者大学の維持管理の件についても当面の課題としてやっていかなければならないというふうには載っているわけですが、この部分についてもきちんと議論をしたほうがいいでしょう。

前田委員どうぞ。

委員（前田博之君） それと今もらった、私きのう広報委員会がありましたので1日早くもらったのですが、ゆうべ見て追加部分でこの修正プログラム2ページの大きな3「土地造成の売却計画について」議会が云々ですから販売方法として努力目標を掲げたと言っているのです。

そうするとこの額の 5,000 万円、土地、工業団地だけで 8,000 万円、臨海でも 4,000 万か 7,000 万円という、これ私比較しなかったのですが、前見たら 800 万円ぐらいしか見ていなかったはずなのです。ですから上がってきていますからこの整合性はどうなっているかなと思うのです。

事務局長（上坊寺博之君） 組み入れていません。プログラムの中に入れていません。

委員（前田博之君） これ入れていないのですか。ですが、追加になっていますよ。修正後（案）91 ページ追加。

委員長（及川 保君） これ入っていましたよね。町有財産の 2,000 万円は。工業団地は入っていません、臨海も含めて。

委員（前田博之君） 入ってなくても、これが工業団地のほうに反映すれば工業団地を出している繰入金と何かの調整がどうなるかということをし少しあるものですから。これは入れていないのですか。

事務局長（上坊寺博之君） それは別枠で目標値を立てています。素直に議会の報告を取っています。別枠です。

委員長（及川 保君） 吉田委員どうぞ。

委員（吉田和子君） これを見て入れたなと思ったのですが、ただ売却について計画を載せたというだけでしょう。プログラムに対する影響は枠外であるということですね。だから計画だけ入れて売れてもプログラムに関係はないものとしませうということですね。

委員長（及川 保君） 努力目標ですから。局長。

事務局長（上坊寺博之君） 町側が言っているのは、プログラムに入れませんと。ただし早く売れば効果額として入れませうと言っています。期間を縮めたりと言っています。ただ効果額としては枠外なのです。ただ売却が図られれば効果額に入り込んでくるのです。91 ページ、ですから全然枠外になっているのです。84 表となっていますよね、このプログラムの第 4 章 91 ページにあくまでも資産売却計画なのです。

委員長（及川 保君） 前田委員どうぞ。

委員（前田博之君） 逆に、別枠とかプログラムに計上していないということを付記しておかないと。そしてもう 1 つのほうは、連結決算赤字の中で下水道と土地が資産を比率としてアップする分で見ませうと言っているやつが、新しいので見たら数字で上げているのです。ですから聞こうと思ったのですが、こちらでは売る目的でやって計上外ですが、こちらは比率の分をオンして今度は数値で見ているわけですよ。

事務局長（上坊寺博之君） ですから売れたら効果額として出ませうが、逆に資産額が減少するのです。ですから行ったり来たりなりますが、実質的に売れたら資産を見られるより高いわけですから効果としては・・・。

委員長（及川 保君） あらゆることを出してください。局長、状況は、聞いたときはそう押さえていますので、そうしますと 10 日に新たに修正案が示されますから。

斎藤委員どうぞ。

委員（斎藤征信君） 斎藤です。いずれにしても、率を下げることによってそれだけの効果

額はどこかで見出さなければならないという、そういう思いで 1.65 という数字を出したわけですよ。議会でみんなで話し合って 1.65 を決めたということはすごく重い数字だったと思うのです。ですからあとは町がそれをどう受け入れるかという判断の問題だったわけです。特別委員会が出したときに、あとの判断というのは一発白か黒かの勝負ではなくあとは政治的判断の問題が絡んでくるのだらうと思います。何でそこで町側が受け入れなかったのか。これは町側の責任と言われるとそれまでですが、議会がこれだけの重みを持って出したものがどうして受け入れられなかったのかということがはっきりしないのです。

あくまでも、普通、議会と町側が車の両輪だと言っているということは、対決しても力関係で入れさせなければならないというものではなく、やはり話し合いによってどこか受け入れられるものはどこまで受け入れられるのかという話し合いがあって決まっていくのではないかという気がするのです。それが一発こうやって 1.7% で出てきてしまい、議会が無視されたのです。そういう問題をどう判断しなければならないか。こうなってしまうならば、あとは議会で対決するしかないわけです。あとはよそから引っ張り出してきて 4,000 万なり何なりつくっていかなければならないわけですよ。その以前の仕事というのがあったのではないのか、そのところの作業が明らかにならないうちにどこからかそれを生み出していきましょうというような作業に入ってしまったならば、どうしたっていろんなものを値上げしていかなければなりませんから、住民に負担がかかっていく部分になってしまうわけですよ。そうしますと話がもとに戻ってしまうのです。せっかく超過課税の部分で負担が少しでも軽くなるように配慮したはずなのに、今度は別なところで住民に負担をかけていく。超過課税の場合、個人にかかるお金よりも法人にかかるお金のほうが割合というのはずっと大きくなりますよね、金額的には問題がないくらい。そうしますと今度は個人から別の項目で少しずつ上げていくよりはいいわけです。そういう判断にもなるわけです。それをどの辺まで我々が解釈して、どこでお互いに手が打てるかということをご自分でやらなければならなかったはずだと思うのです。そういう姿が見えないまま町とぶつかってしまったという、これはやはり大きな問題としてとらえなければならないのではないかという気は私はずっとしていたのです。あとは極めて政治的な判断になりますので特別委員会でみんなでわいわい言って決まりがつく問題ではなさそうなのです。そのあたりのことを議会としてどうするのか、これはすごく重い問題ではないかと気がします。これで町側と対決する姿勢でいったとしますと、その後のこれからの運営というのはどうなるのかというその辺が私は全く見えていません。今、ここで言うてどうなるのかという問題かどうか知りませんが、その辺が一番腹の中でずっともやもやしていたところなのです。

委員長（及川 保君） 議長。

議長（堀部登志雄君） 今、斎藤委員の話、それが、これは向こうで提案される前の段階で、我々特別委員会をやっていろいろ議論して、これでいこうというといった時点で、政治的に町側と話して「これは我々がどうしてもこれらこういう形でいく」ということをその段階で町と中間発表する前にすり合わせしたということはないのです。ですからその辺が今斎藤委員が言われる政治的な形で「我々はどうしてもこれらを出します」と。向こうは「ですがそれは無理

でしょう」と。そういう無理だ無理ではないという議論は実際にしていないことは確かなのです。先ほど前田委員も言いましたが、正式に向こうで 1.7%と提案するのに我々に何も言わないで、議会が 1.65%と言っているのに、1.7%で出すという形の連絡もないと。その前の段階で、我々から出すときも政治的にしていないのです。そういうものですから、今齋藤委員が言われた本当にそういう思いは残るのですが、もうここまで提案されてしまい、うちは出した。正式には言ってきましたがそれなりに向こうも検討した結果「やはりこれではとても議会の言うことでは計画達成は無理だ、土地を売れというのはあくまでも不確実なものですので、一般的に見ても 1.7%でどうしても確保するために 1.7%でいきます」と出てしまったのですから、今齋藤委員が言われたようにいろいろありますが、そこへ逆戻りするわけにはいかないのです。その辺がやはり非常に我々もジレンマに陥るところなのですが、特別委員会の中でもざっくばらんに私の思いを話させてもらいますと、やはり事前に小委員会で「どうせ町とすり合わせをやっているのだろう」みたいな意見があって「そういうことは一切していません」というような議員同士のやりとりもあたりはしたのです。逆に政治的にそういうことはできなかったというような環境にあったということもやはり事実ですので、1.65%向こうは 1.7%という課題が出てしまったということです。やはり今後私も連合審査の中でどのような議論をしていったらいいのか、1.65%に対して我々に言った根拠と向こうの根拠と例えば町民に向かってどちらが町民のためになるのか、そしてこのプログラムというのは確実なものにしていかなければやはり絶対だめなことですからね。今までの改革プログラムと少し違った重みがあるということも現実ですから、その辺も充分考えて 1.7%に対する 1.65%に対する根拠 1.7 をどう評価するか、その辺もやはり充分考えていかなければ本当に委員長も頭病めると思いますが、どうやってこれをいろいろと審議していったらいいのか、先ほど前田委員が言われたようなこともある程度検証した中で前へ進んでいかないとだめな部分もあるかなと、齋藤委員が言われるのは本当にそういう思いは今になれば残りますが、ここにきてそのところには後戻りできないなという。

委員長（及川 保君） 齋藤委員どうぞ。

委員（齋藤征信君） わかります。ただ、今そこまで戻ってしまうとこれから進みようがなくなるというのわかります。わかるのですが、今話の中ですり合わせが難しい状況だったということが何が邪魔をしたのか私はそれがわからないわけですよ。どの場でもそういう話というのは出会うことはなかったのでどんなあれがあったのかはわかりませんが、ですがああやって議会が結論を出してしまったときには、そのあと町側として内部的に折衝するということが政治の世界で原則だろうと思うのです。いきなり対決してこちらの主張をとおそうというのであればそれでいいのですが、お互いにこちらも出すときには何も言わなかった、向こうから原案を戻してよこすにも何も言われなかったという、不信感の固まりみたいな対決姿勢のあらわれだと思うのです。本当に私が心配するのはそういう姿勢の中で、これから先我々がこうやって 1.7%で出てきたものを 1.65%でもう一回精査して 4,000 万円の金額をどうやって生み出すか細々と考えて、それを出したからといって町がそれをのむという保証はどこにもないわ

けですよね。「私たちこうやって財源を考えたからあとはあなたたち自分でやりなさい」ということになりましたら、また同じことで「町側は 1.7%で進めますからこれが原案ですからこれでいきましょう」と言って蹴っ飛ばされたらそれでおしまいですよ。その辺のやりとりがこれから保証されるのか。できるのかできないのかこのあたりも見えないものですから、また同じことを繰り返すのかなという心配も出てくるわけです。そうやってきますとその後々のことまで考えてどうなるのだろうと。

委員長（及川 保君） 議長。

議長（堀部登志雄君） 今言ったように 1.7%を、議会として議決するのはこちらですから、否決すればこちらの 1.65%で修正を出し、修正案がとおれば修正されるのです。そうやってきますとそれが全面的に町民に向かって議会が責任を持ってそれを遂行しなければだめだという。

委員（斉藤征信君） そうなりますね。

議長（堀部登志雄君） そこまで言うだけ言って、あとは決めたから引いて行政に主体的にやりなさいということは、今度逆に、やはり言った手前できないのではないかということになりますよね。それが果たしてそのとき実際に町民に向かって本当にそれが議会としての判断が正しかったか正しくないかという評価はがちりいただくような形になりますし。我々、そういうことですから町が 1.7%と提案しましたが、そのままとおすかとおさないというのは議会にかかっていますから、町はしゃにむに 1.7%でやるということではないです。ただそれを修正してやったときには、その部分のお金の捻出だけは責任持って町民に説明して、それだけのことを、例えばほかのものを今出してきた「こういうものが考えられます」というようなものを削って財源捻出しますと言ったときに町民から「それなら、弱者とか特定の人にこうやって負担がかかるのなら、町の言ってるほうがよかったのではないか」と言われまして、今度こちらはもうこんなになってしまいます。そのところを充分考えて対応しなければだめです。そういうぐあいに思うのです。

委員長（及川 保君） 斎藤委員。

委員（斉藤征信君） 言っていることは全くそのとおりでわかるのです。ただ一番私が気になるのは、議会の中で議会の権威を示してきちんとそういう筋をとおす。そして否決するものは否決して財源もこうあれするとその結果としては、後の責任というのは全く議会の責任になりますよね。我々が議会としてそういう宿題を背負ってしまっているのか、あくまでも執行側が責任を取らなければならないはずですよ。ですからいくら議会が決めても最終的な責任は執行側にあるはずなのですが、一般住民の意見というのは「何だ議会はそんなこと言って、背負ったけども自分達だけでできるのか、結果として間違っただのではないか」とそんなふうに議会が背負ってしまう結果をつくってしまいましたら、大変なのではないかと私はそのところだけ心配しているのです。そこまでいってしまうのかなと。

委員長（及川 保君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時 52分

委員長（及川 保君） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

まちの示された部分もこういうことも考えられるというのは 10 日に説明はあるのですが、個別の中身についてはまた皆さんと全体の中で議論をしていきたいと思いますので、まず 10 日に主眼をおいていくかとか総務が主管になっていますから、そのあたりの議論をここでいただければありがたいなというふうに思います。

もう一つは、町側から修正の部分も含めて説明がありますから、そのときにしっかりと議論できるような態勢に持っていけるか。きょうは 7 日ですので、10 日の午後に全体が委員外議員である各委員の皆さんからもきちんとした議論ができるような形がとれば一番いいわけですから、その辺のことをどうするかそういった議論をぜひしていただきたいなというふうに思います。まず冒頭に説明を受けるということはいいいですね。ここあたり皆さん全体に周知をしておくべきですかね。

前田委員どうぞ。

委員（前田博之君） このプログラムの修正ですね。これ、やはりきのうから個々に議員全員に配布されていいことだと思いますが、やはり事務局から、事前に呼んで当日説明がありますので事前に勉強して質疑も受けられますということで周知したほうが私はいいいと思います。

委員長（及川 保君） わかりました。局長できますか。これ 1 枚ファクスを全体に送っていただくと。この内容をきちんと精査して質疑できる状況にしてほしいということを経由以外の方々に伝えてほしいと。わかりました。そういう形を取りましょう。

事務局長（上坊寺博之君） 当日はこちらは出ますが、これ以降はあくまでもきょうは示すものではないですから、あえてこれは話ですから。

委員長（及川 保君） これはきょうのための資料なのですね。総務委員会の。

事務局長（上坊寺博之君） こちらは出ませんから。

委員長（及川 保君） 2 枚目は出てこないそうです。

事務局長（上坊寺博之君） こちらは町側から正式に示すものではありませんので。委員会の中では話しましたが、これは・・・。

委員長（及川 保君） 室長は、これは参考ということで総務のためにつくっていただいたということですので、ご理解いただきたいと思います。

前田委員どうぞ。

委員（前田博之君） 今説明を受けるということでプログラムのほうはわかったのですが、本来の超過課税の資料としてここに一部留保した額の効果について効果は出ていますが、トータルの土地、家屋、償却資産、償却資産は個人はないですが、分けて企業と個人別の税収増額分、それとの負担割合を 20 年度から付加しますので 28 年度までにプログラムができていますので、年度ごとにプログラムは出てはいますがそれを具体的に分けたもの法人税と土地、家屋、償却資産を個人と法人に分けて 28 年度までに出してほしいのです。ですから一番上個人とありますよね、これを仮に家屋であれば個人と法人、土地であれば個人と法人それで償却者に

分けて年度ごとに、そうしますとここにも書いていますが課税の見直し部分5年ごとありますから、そのときの額とか多分10年ありますと人口がかなり推移しますのでそういう部分で資産税はあまり人口関係ないのですか。これは動きませんから。

委員長（及川 保君） これは10日の委員会できちんとするようにはどうですか。

委員（前田博之君） 今から委員長から事前に、事務局をとおして言うておいてもらえれば10日にもらえれば、説明を受けたときに一番わかりやすいのです。私ができるのは20%が評価がえして10%になると言いますがトータル的に家屋であっても個人と会社、土地でも個人の会社でどれだけの比率になっているかということがわかるのです。そうしますと一律10.4ではなく個人はもっと下がるとかそういう意味合いが出てくるのかなと思います。

事務局長（上坊寺博之君） ただその税の見込みというのは最初で条件つけていますよね。それで出している数字ですから、そこに計画書があるのであれば歳入の見方の条件をつけていますよね。見通しの条件、推定あくまでも条件づけで持っていつているはずですよ。ですから70%は町内で、3割の部分は町外から課税負担をもらうのですよということなのです。これが別に町外者から求めればなくなるということなのです。なおかつ個人からなるのが25.9%ですということをおっしゃっているのです。ですからベースは今もう決算が終わっている19年度のベースしかないはずですよ。ですから19年度のベースは押さえられると思うのです。その後のやつは一定率掛けてやっているやつですから。

委員長（及川 保君） 前田委員、このプログラムを事前に出してほしいということですか。斎藤委員も同じですか。土地、家屋の個人と法人含めて28年度までの年度ごとの区分を出してもらいました。19年度を基本にした資料になると思いますが、ほかにございませんか。10日の委員会に向けてこうすべきだという意見がございましたなら、また委員長に対してこういう進め方をしてほしいという部分もありましたなら自由に出していただきたいと思います。町側に対する連合審査ですが総務文教常任委員会が主管ですので理事者は特に室長どうですか。室長が説明に出席することになっているのですが。

前田委員どうぞ。

委員（前田博之君） 先ほど私も話しましたが対案に対する土地が売れるか売れないかという部分が室長の判断でいいのか。一つの大きな柱ですから、理事者から、町長とは言わないですがそれまできちんと委員長中間報告、最終報告を受けて理解していますが、私達とすれば土地というものは組み込みませんということと言明をされると言いますか、正式な見解を出してもらわないと進まないはずなのです。それが室長でいいのか理事者でいいのかということですよ。委員長の進め方としてです。私はやはりそういうことをきちんと整理していかないと具体的に言っていけないと思うのです。その後今言ったようにそれでありましたなら、1.65%で特別委員会が決めたのですから、それを町として1.65%で進めるのかあるいは今言ったような資料を見て説明を受けていいかどうかは別ですが、1.7%で変わるかという場合もあると思いますから、その辺をやはり整理しておく必要があると私は思うのです。

委員長（及川 保君） 皆さんいかがですか。でありますと正副委員長、出席要請を当然し

なければいけないと思いますので、町長が出席できるかわかりませんが出席できれば本当は一番いいのですが、いずれにしても副町長が出席可能かどうか。

前田委員。

委員（前田博之君） 出席は要求してもいいのではないですか。先ほど言ったように、この中身のプログラムが大きく変わっている可能性があるのですよね。それによってはやはり政策的に大きく病院の関係でもし見間違いでなかったのなら、病院を25年度に建てかえるために積み立てしているということを書いているのです。これを皆さんが勉強してきたときに事実はどうなのかと聞いたときに担当が「町長から指示を受けていません」と話が終わるかどうかということです。これは大きな問題ですから。そこまで今言った文章を出して質疑もあるから勉強してくださいと言って出しておきながら、議会として委員長が担当者だけの出席を求めたときにどうなのかということです。やはり理事者だって来る来ないは別ですよ。そういう方法があると私は思うのです。やはり議会として大きな問題なのだと思います。

委員長（及川 保君） そうしますと、出席要請をするということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（及川 保君） わかりました。本日中にそういう進め方をしたいと思います。

委員（前田博之君） 前のほうは1回、3億6,000万円に直っているのですよ。修正プログラムデジタル化になっていますから。そのあとに今度新しく4億7,000万円と。

委員長（及川 保君） ページは変わっていないですね。

委員（前田博之君） 変わっています。前回3億6,000万円が、今回出てきたほうは4億7,000万円になっているのですから。

委員長（及川 保君） 議長。

議長（堀部登志雄君） 今、理事者を呼ぶと言っていたのですが、これはどうなのですか。10日に呼ぶということなのですか。それとも15日に来てもらうとか。何か今までの特別委員会の例ですと、何か聞きたいことがあればこれとこれとを聞きたいとぜひ理事者に聞きたいということで呼んでいたようですが、その辺なのですか。

委員長（及川 保君） 前田委員。

委員（前田博之君） 10日に連合審査の冒頭でプログラムの修正の説明があるので、そのとき理事者に来てもらい政策的な変更がある場合質疑があると思いますので、理事者がいたほうがいいのではないかとということです。

委員長（及川 保君） きょう出席要請しなければうまくないと思いますので。

ほかございませんか。斎藤委員何かございませんか。吉田委員何かございませんか。

委員（吉田和子君） 総務でやってくるのが正しいものなのか。

委員長（及川 保君） そうです。いいのです。10日の分についてはよろしいですね。

私のほうから進め方に非常に苦労しているのですが、説明があって当然皆さん議論、修正の部分を含めて我々1.65%議会として示した案についても含めてこの議論は伝わるであろうと思うのですが、その後の進め方で非常に私がどう進めたらいいのか悩んでいるのはそこなのです。

が、ただ「皆さん意見はございませんか」と言うだけでは全然進まないはずなのです。ですからある程度の総務としての意思統一がそれなりにされていなければ、連合審査といえ皆さんも非常に苦勞するだろうと。この委員会の中でも非常に苦勞するわけですから、全体会議の中でも非常に苦勞するだろうなという思いで実はいるものですから、特別委員会以上に非常にまいったなという思いであります。皆さんの総意で付託することに決めたわけですから、どういう形を取ったらいいですか。斎藤委員の先ほどのなぜ特別委員会の中でまちとのすり合わせができなかったのかという率直な疑問が出されたわけですが、あらゆる限りを尽くして議会の使命を果たす努力をしていきたいと思っておりますので、皆さんのご意見を委員長として充分納得できるように進めていきたいなというふうに思います。

吉田委員どうぞ。

委員（吉田和子君） 始まる一番最初に連合審査のあり方の様式が上がっていますが、1回きちんと説明しておいたほうがいいような気がしました。最初にそういうことで進めていきますと。表決もとりませんし、連合審査は説明と質疑と意見の申し出のみだけですと。あとは委員会にまた戻ってくるという形で最終的にはするわけですから。ただ1.65%で進めるかどうかという判断を総務でやる。総務で1.65%でやると一生懸命いろいろな資料を上げてやってほかのほうの関係者、うちの委員会以外の方が1.7%でしょうがないと採決したら1.7%でとあってしまったらということも可能性としてありますよね。

委員長（及川 保君） いいですか、吉田委員。1.65%というのは全特別委員会が議会の総意として出した提案なのです。総務が例えば主管するところが産業厚生常任委員会だったとしても同じことなのです。総意を総務委員会が委員会の中で「1.7%にしよう」と簡単にならないからまいてしまっているのです。そこも踏まえてぜひ発言していただきたいなというふうに思うわけです。

斎藤委員どうぞ。

委員（斎藤征信君） 先ほど委員長が今言ったみたいに、やはり何が私の言ったことに対して前へ戻れと言っているわけではなくて、やはりそのことが議員一人一人がどれだけのこの問題の重みを感じて討論に参加できるかどうかという問題だろうと思うのです。「わからないから任せたわ」では済まない問題でしょう。本当にぎりぎり自分が追い詰められた中で出していく結論であれば結果としてどこへ戻っていこうと1.7に戻ろうと何か方法がどこかに道がないかというそういう議論がされているのであればいいですが、安易に「対決すればいい」とか「もとへ戻ればいい」とかそのような問題ではないのだということをも全議員の問題になれば、またおのずとそこから道が開けるのかなという気がしますので、それなしに今までどおりでやっていたらだめかなという感じもあるということです。

委員長（及川 保君） 前田委員どうぞ。

委員（前田博之君） 今の話でいけばそうだと思います。ですが最終的に議員個々の責任で考えてくださいということになるはずですよ。そうすると今委員長が話したように特別委員会で機関決定したものをどうするかということだと思うのです。今言ったように局長にもお聞

きしますが、逆にそういう事態になったときに、個々の責任を持って表決に加わるとしたときに、総務文教常任委員会で仮に決まった場合と総務文教常任委員会でも決を取った場合と、そういうときに最終的に流れとして本会議までどういう手続きがあるかということをご理解しておかなければ・・・そうでなければ・・・そうですね。総務文教常任委員会は方向性が決まったけども本会議で委員長が報告したときに他の委員は「いやあれは1.65%にしる」とか「1.7%にしる」と議論やって反対討論したり結果的に表決戦になる場合もあるかわかりませんが。その辺の議員個々が最終的に行動するのですが、その議会の運営上プロセスとしてどういう方法があるかということをご頭に入れておかないとだめだと思います。それで私はもう一つ最初にいいこと言ったのですが、やはり会派はどうかというみんなで渡れば怖くないという発想でなく、今回は個々の責任で行動してほしいと思います。発言もです。

委員長（及川 保君） 今回は総務文教常任委員会ですから、委員外議員の皆さんも当然参加して審議する連合審査ですから、個々の各委員の考え方をぜひ発言して、この総務委員会の意見として出すように当然総務としては連合審査の意見がまた重いわけです。

斎藤委員。

委員（斉藤征信君） 確かに主管は総務になることはわかりますが、やはり今までの特別委員会でやってきた経過を考えて今度も連合でやろうというときに結論が逆になったり、その中で最終的に対立が起こったりするということは絶対あってはならないことだろうと、ですから本当にここで出した結論が全体でひっくり返されたり何かではなく連合審査の中で大筋はとことんやってもらい、ここでそれをまとめるというような形にならないと全体の問題にはならないという気がします。

事務局長（上坊寺博之君） いいですか、基本的に連合審査というのは説明を受けて質疑までが連合審査なのです。基本的に意見を出すということは賛成か反対かとこれは意見出しではなく討論になりますから討論は基本的にならないです。というのは1.7%の付託案件を受けていますからこれは調査事項でしたならば構わないですよ。特別委員会のように1.7%という計画の中でどうするかという部分は自分の意見を戦わせても構わないのですが、今回は議案という付託を受けていますから、連合審査ではそれはできないのです。主管の委員会、総務でしかできないということになりますから、あくまでも1.65%がいいとか悪いとかという議論は連合審査のあり方として慎まなければならないのです、基本的にそうなります。今言ったようにこれはあくまでも連合審査をするというだけの話であって基本的にはそれを1つ除いてしまうと相互の委員会に付託を受けたということですから、受けたことによって連合審査を意見をもろうためにやるだけですので、それは離して考えておいてください。付託を受けましたので総務で結論を出さなければならないのです。一応この中で採決を取らなければならないのです。今原案は1.7%なのです。特別委員会の思想は残っていますから、議会人としての責任であれば今までの流れから言えば1.65%に本来はしなければなりません。それが今進むも退くもつらいところがありますので悩んでいるだろうと思いますが、通常であれば1.7%でいいですかというかけ方ですから。1.65%というのはどこにもないですから、誰かが修正案を

出さなければならないという、それが出て初めて 1.65%と 1.7%の相互の議論になりますから誰も出さなければ 1.7%がいいか悪いかだけしか残らないということです。これはわかりますよね、修正案を出してもらわなければだめだというのは。これは 1 人でも委員会の場合は提案権の規制がないものですから 1 人で出せるのです。どなたでも構いません。それでここで採決を取って例えば 1.65 になったとして本会議に持っていっても決まったわけではありませんので、1.65 という結果を持って戻すかという話です。ですから本会議では委員長報告した後委員長報告に対しての審議過程に意見があるかもしれません。その後討論して再読していくそれが正規の手続きですので委員長意見にいいか悪いか、1.65%に戻したら 1.65%が委員会の確定ですのでいいかどうかと修正案をつけて委員会に戻します。ですからここで修正案が出なければ 1.7%がいいかどうかだけしか結果としては望めませんよね。その部分だけ誰か出すだろうと思っていて採決までに出てこなければそういうことになります。これは皆さん何回かやられていますのでわかっていると思います。

委員（前田博之君） 全員でいいのですか。委員長を抜いたほかで修正案は 1 人のほうがいいのですか。

事務局長（上坊寺博之君） 2 人でも構いません。

委員長（及川 保君） 委員会の誰かですので、1 人でもいいのですよ。

委員（前田博之君） 連帯の責任でやったという連名で申請を上げます。

事務局長（上坊寺博之君） 委員長は採決権を持っていませんので 5 人の採決になります。鈴木さんはいませんので。

委員長（及川 保君） 前田委員。

委員（前田博之君） 委員長から流れを聞いた上で各委員がそれなりの心構えでこれから議論に入っていかなければ結論にいくときにまた大変になります。

事務局長（上坊寺博之君） もう一つは、今 1.65%は対立の構図でやったときに 1.65%になるだけの話であって円満に解決するとした場合、協議をした場合 1.65%にならない場合がありますよね。その場合否決という方法はあると思います。意見をつけて再提出を願うという方法もあると思うのです。そういうことでありますから再提出を願うため否決をしたという方法もあります。総務で 1.8%にする根拠も 1.9%にする根拠もないですね。ですからそういう方法もあるかもしれません。いきどころによっては難しいかと思えます。

もう一つ、ついでにいいですか。

委員長（及川 保君） どうぞ。

事務局長（上坊寺博之君） 連合審査というのは討論してはダメなのですが、質疑がなくなった場合終了しなければならないのです。当然話を伺うのに話がないということになりますと開いている必要がないですから、先ほども言ったように充分煮詰めた中の 1.65%、1.7%の提案ですから果たして 2 日も審議するだけ出るのかなという気がするのです。

委員長（及川 保君） 私もそういう気がするのです。これだけ議論してきてまた連合審査でいろいろ出てくるかと、私はあのとき非常に危惧していたのです。

事務局長（上坊寺博之君） それであれば・・・。

委員（斎藤征信君） 討論があれば・・・。

事務局長（上坊寺博之君） 討論はだめなのです。質疑の中でそれらしいものは排除はまるっきりできなのですが基本的にはだめなのです。これは裏返していけば産業厚生でやるときもここは討論できないです。

委員長（及川 保君） 議長どうぞ。

議長（堀部登志雄君） 委員長が連合審査でまず皆さんに諮りますよね。そのときに要するに 1.7%の超過税率の提案を受けたその連合審査ということで、それに対して何か質疑とか意見のある方というそういう諮り方なのですか。例えばそのときに委員から「我々1.65%で出したのですから 1.7%は否決すべきです、絶対それはやるべきです」と、ですがもう1人が「いやこちらを出しましたがやはり向こうで考えがあって出したのでしょうから私はそちらのほうを認めてやるべきです」というようなことをお互いにそういうような意見をかわす場所になるのです。そういうような形なのです。

〔「ならないです」と呼ぶ者あり〕

議長（堀部登志雄君） そうしますと例えば意見というのはどういうその・・・。

事務局長（上坊寺博之君） これでしかあり得ないのではないですか。

委員長（及川 保君） ですが 1.65%で出しているのですよ。

事務局長（上坊寺博之君） 追加説明を受けた部分にしか意見はあり得ないです。また今さら 1.65%がいいですか、1.7%がいいですかというような話には・・・。

委員長（及川 保君） そんな話にはならないですよ絶対。どうしてみんなそこをわかってくれなかったのか。

前田委員どうぞ。

委員（前田博之君） 何回も言っているようにそういう流れになりますから、対案の土地がどうかということを整理しておかなければだめなのです。そして土地がだめだと対案をそこで意見が出て結果的に特別委員会で議論したことが出る可能性があるのです。そうしますと理論上その中で見ていきますと、そういう議論、対案がいっぱい出てきたものを小委員会でそれは見ないで土地だけにやったのですから、改めて土地は町が売れませんと対案を出したときに連合審査の中で今まで出してきた対案でこうしようという意見にはならないと私は思うのです。その前に対案は断裂されているはずなのです。ですからそれ以外の考えになっていくのではないかと思いますのでどうですか。そうしますとぶり返したことしか連合審査はならないのです。非常に委員長は大変だと思います。

議長（堀部登志雄君） 委員長が皆さんに連合審査のときになげ掛ける最初の言葉が非常に重要になってくるのです。そのときに何か意見ありませんかと言わなければ説明を受けたし、質問、質疑受けたしそれで終わってしまうのか。

委員長（及川 保君） 前田委員。

委員（前田博之君） 今、局長が言ったように町からこういう説明を受けてあるいは資料の

説明を受けて「こうであれば 1.7%でも個人負担は非常に少ないのです、そうすると 1.7%でいいのではないかと」逆にそういう意見が出る可能性はあるわけですね。それを持ち帰り総務文教常任委員会でやるはずなのです。説明を受けてそれくらいしかないのではないかと私は思います。

委員長（及川 保君） 当然そういう形になるでしょうね。皆さんの 1.7%か 1.65%かという中での議論になるわけですから、それを踏まえた各委員の意見というのはこの委員会では非常にまた連合審査の中での意見ですから大変重要な意見になってくるはずですから、そこを踏まえて総務がどうまとめて結論として出していくのか、ここが大事になってくると思うのです。そこをしっかりと押さえてください。

齋藤委員。

委員（齊藤征信君） 基本は 1.65%をみんなで決めた決定ですから、論議というのはそこから始めなければなりませんよね。やってみて 1.65%にするためにどうしなければならないかということを検討しあって、最終的にもらった資料や何かもつけ合わせてどこで妥協点を見つけるかということになったときに 1.65%になるのか 1.7%になるのか、そういう落ち着ける道があるのかどうなのかというのは極めて最終的な部分になるわけです。ですから本当に 1.65%で押しとおすことが可能かどうかという審議が一番先だろうなという気はするのです。もう 1 回初めから 1.7%か 1.65%でやるのですか。

委員長（及川 保君） 議長。

議長（堀部登志雄君） 今、1.65%の中間報告した中で先ほど前田君が言ったように土地を売るのではだめですよという形ですので、やはり 1.65%の根拠をただ今までどおりの内容で押ししますと向こうは聞かないのです。土地はだめだというのですから土地に変わる何かをやはりやって 1.65 でそのまま議会として主張していくという形になるのか、その辺がやはり議論になるかと感じがします。それを連合審査でやるのか総務の中でその辺の話がまとめられるのか。

委員長（及川 保君） 局長。

事務局長（上坊寺博之君） 基本的には議会は統一した意見として 1.65 を出されましたが、その対案として土地を出したのです。町が土地を見られないという意思表示なのです。1.7 で出してくるということは責任を持ってないということですから。であるならば議会が 1.65 という負担を軽くするためにしたいと言った方向性をくむのであれば、やはり連合審査の中でどういふものを対案として見るべきか大筋で出してもらふ必要はあるのだらうと思います。それを持ってきて総務にあとをゆだねていただきたいということになれば、10 日の連合審査で終わるのか、15 日まで延ばさなくても多分 1 時 30 分からやったもので議論していけば出てくるのではないかと思います。項目を上げてここから出せではないですからこういうものから出せないかという議論をしたほうがいいのではないかと思います。それを最終的にはゆだねられます。ただいきなり総務に全部げた預けられたみたいな話でここだけ結論出していくというのは結構辛いです。

委員長（及川 保君） それは難しいですよ。

前田委員どうぞ。

委員（前田博之君） 先ほども言ったように 1.65%の条件、土地はだめですよと今話したように多少意見ありますが、その中で何回も出ていますが議会の意思として連合審査の中で 1.65%でいきますかということの整理はできるのでしょうか。それによって土地がだめなので対案は意見出してもらおうとかあるいは総務文教常任委員会で対案を少し検討してみてくれないかと、それもまた後で総務文教で諮ってくださいということで理解を得る場合があります。そういう流れはどうですか。

委員長（及川 保君） ただ私の私見ですが、この総務の中だけでゆだねる可能性はあるのです。全体の意見として総務で決めてほしいということも充分ありますが、それが何のための連合審査かわからなくなってしまうので、そのあたりを充分踏まえて意見を出して質疑をしていただきたいのです。それはぜひ冒頭で申し上げたいなというふうに思いますので。

議長（堀部登志雄君） そういう意見でいくと前の特別委員会の小委員会のときと同じで、あとは小委員会だけでまとめてくださいと、まとめて今度また同じになりますのでそれで委員長が心配しているとおりなのです。総務にげたを預けられて何とかしてくださいと言われても。

委員長（及川 保君） これは、私は今回それは難しいと思います。

議長（堀部登志雄君） 今度報告したら目いっぱい。

委員（齊藤征信君） 私も今それを感じたのですが、小委員会の役割と違いますよね。

委員長（及川 保君） 違います。

議長（堀部登志雄君） ですが、実際に報告になったときにそういう可能性はなきにしもあらずだと思いますので、委員長が心配しているとおりなのです。

委員長（及川 保君） 前田委員どうぞ。

委員（前田博之君） まだこれから審議スタートですから 1.65%とか 1.7%は別にして、ただ議会として皆さん何回も言っていますが、特別委員会で 1.65%と決めたものを議会の意思としてとらえるのかどうかということをやはり整理していかないと前へ進まないと思うのです。そのときに連合審査がある程度の方向性というか、全議員の考え方をやはり総務文教常任委員会もそういうのをとらえないとそれからスタートしなければそのときにどちらに行っているかわからなければ、1.7%と言う人もいるかわからないですし「特別委員会で決まっても関係ない」と「新たに付託が変わったのですから連合審査は何もいい」というような説明を今受けたら「1.7%でやるべきだ」といういっぱい出てきたときに、根本的な特別委員会という公的機関で決めた 1.65%をきちんと理由をつけて取り下げると言いますか、なくするのであれば、やはり委員長が報告しているのですからそういう公的な見解の中で前に進むだけだと私は思います。その辺をどうするかということをご整理しておかないとあやふやに終わってしまう可能性はあるでしょう。

委員長（及川 保君） 齋藤委員。

委員（齊藤征信君） 1.65%をけられて 1.7%になったということと合わせて対案として出した土地の部分もけられてしまったということになった、そうしたら全部チャラかというような

もう1回初めから考えるというようなものが出てくる感じもあるのです。

委員長（及川 保君） 吉田委員。

委員（吉田和子君） 結局委員長が特別委員会の報告を1.65%としましたよね。土地がということも先ほど何回も言っていますが、それに対して町側は修正案をよこしましたよね。もちろん1.7%で出してきましたが、修正案としてプログラムをかえるのはここですよと出てきましたよね。土地は入れないと計画には盛り込みますが、収支そのものは見込めないから入れないというふうになっていますよね。そこから始まっているわけですから1.65%の議会が出した先ほど言いました修正案は拒否されたと言いますか、できないということの答えのわけですよね。ですから修正案に対して議論していったなぜ土地がダメなのかという話ももちろん再度出てくるかもしれません。計画に載せているわけで、なぜできないのかということも出てくると思うのです。そういったことで先ほど斎藤議員も言いました、私も一番最初に言いました。それが心配だったのです。議論としてそういったものが1.7%ということを出されてきているわけですから、それに対してどうするかということをおる程度みんなの意見が集約していないと今度最終的結論を出すのは、私たちですと言って私たちも対案、修正案何があるか必死になって勉強して1.7%でいいとなってしまいましたら大変なことだろうと思います。もちろん委員長がおっしゃるように特別委員会を出したのですから1.65%が基本だと思います。それが全部、皆さんきちんとそうなのだということを持っていてくれるといいのですが、行政側はできないと言ってきたのであればというふうなことも出てくるかもしれません。その辺のある程度の意見を集約はできないかもしれませんが、募る意見を出してもらわなければ総務で金額的なものからきちんと修正案を出すということになれば、それを一生懸命やって実は最終的に報告したら反対だったということになりましたら大変なことですので一番最初にそれがどうなるのでしょうかねと、もちろん1.65%で出したのは基本にあります、それがみんなの中にどこまで、ですが行政はできないと土地はダメだと言ってきたのですからと考え直す人がいるかもしれません。先ほどから何回も言っているようにその辺をおる程度のものがなってきましたと、今度は小委員会と違って小委員会が出した結論をもう1回特別委員会に諮ってどうしますかとそれでいいですねということの議論はできないわけですから、委員長の報告になってしまうわけですから、その辺の責任をやはりこちら側がきちんとやって果たさなければならぬわけですから、そういった部分にはきちんと連合審査のときの皆さんの気持ちといいますか、意見を聞いておかないと質疑の中でどうなのかということも私たちもきちんととらえていかなければなりません。それが全然変な方向にいきそうであればやはり連合審査だけの技法も必要なのかなという感じがします。連合審査だけの審査というのはないのですか。連合審査だけの意見交換というのはないのですか。行政側が説明終わったあとに抜けてそれは構わないですよ。それで集約することも必要になってくるかもしれません。

委員長（及川 保君） そうですね。局長。

事務局長（上坊寺博之君） 委員長報告がすべてだめになったわけではないですから。数点、例えば国保ですとか組み込まれているのはあるわけですから、率と水道料が上がってきていな

いものとまだ検討されていないものがあります。そういう部分です。全部否定されたわけではないのです。ただ先ほど言ったように1カ月しかたっていないのに否定されたからチャラというのはちょっと。議決機関の対案ですから変な意味ではなくて決定する権限を持っているところの対案ですから、権限のない人の対案でしたら「これはだめでしたので考え直しますか」とこれもありかもしれませんが、みずから修正できる機関ですから。

委員（吉田和子君） それに向こうで受け入れられなければ、そこでまた考えてもいいだろうし。

委員長（及川 保君） よろしいですか。

本間委員、意見どうですか。

委員（本間広朗君） いろいろ勉強になったのですが、この総務文教で話し合われたことを本当は皆さん聞いてほしいような、やはり1.65%の対案をみんなの総意でいければいいなくらいしか思わないのですが、早い話うまくいけばいいなという思いです。

委員（吉田和子君） うまくいくような対案、修正案を出さなければならないということですから。みんなが、行政側がそうだとと言えるようなものを考えなければいけないと思うのです。

委員長（及川 保君） 副委員長何かありますか。近藤副委員長。

副委員長（近藤 守君） 大変難しいですね。何回も議論しているわけですから、話を聞いていて私が口を挟むもないくらい激論なので本当に委員長が大変だなと思っていますし、今回連合審査でいろいろやるわけですが、ここまできたらというのはおかしいですが、やはり総意でもってことにあたるというしかないのかなと、今対案も見つけて来いと言われてもなかなかできない状況なもので、そこら辺が非常に難しいところだなというふうに思っています。

委員長（及川 保君） そうしましたら確認いたしましょう。10日の連合審査に向けて先ず1つ目は理事者に今出席いただくということで正副委員長で対応したいと思いますので、まずそれを実施したいと思います。これは連合審査ですので総務文教は主管ですが委員外議員の皆さんにも事前に今回示された、まだ示されてはいないのですがこの資料を含めてきちんと室長が出席しますので、その議論を果たせるように連絡を取ると。これはきょう中に。超過税の個人、法人含めた中での土地家屋の年度別データを出してほしいと。これは19年度を基本にした資料になると思いますが、それを10日に提出していただくと。この3点を皆さんと確認いたしました。

それともう一つは、冒頭に委員長のほうから今回の連合審査にあたっての各委員の進め方も含めて冒頭に皆さんにご理解いただくというような形にしたいなというふうに思います。何かつけ加えることありますか。

前田委員。

委員（前田博之君） 対案の土地は、何回も私言っているのですが町側の見解を求めないのですか。

委員長（及川 保君） 当然10日に「私どもはこういう意見の対案として、土地の売却、工業団地、臨海も含めた土地の売却を提示したわけですけれども、これの町側の見解を受け賜わ

りたい」と、こういう進め方はもし出なければしたいというふうに思います。

前田委員。

委員（前田博之君） 現時点では、総務文教常任委員会では対案は別としまして 1.65%の方向性は今の段階では総務文教常任委員会の方向性としてはそういう認識でいくのですか。

委員長（及川 保君） これは私委員長として特別委員長としても取った形を当然踏襲しなければ何のための特別委員会だったのかわからないわけですから、1.65%というのは私はきちんとベースにした進め方をしていきたいというふうに思います。それで皆さんの確認をいただいたというふうにとらえておりますのでよろしいですね。ただ、議論の連合審査のこの過程はその以降については私は今ここで何とも言えません。ただ、今ここで言えるのは特別委員会の提示したものは大変重いと公的機関が議決して提示したわけですから、それを今ここで総務文教常任委員会が「いやそれは 1.7 があり得ますよ」とかそんな話は私はここで一切できません。どうでしょうか、この程度で大体いまだ何か残されていますか。

吉田委員どうぞ。

委員（吉田和子君） 連合審査に関してはそれでいいです。委員長が言われたように 1.65 ということで修正を加えていくということであれば、行政側が示した数値的なものと利用度、それはきちんと把握しておくべきだと思うのです。今後の総務でやるとしましたら私達議員でも 19 年度のかかった金額は計算して見ますとわかりませんよね。そういうものは自分達で調べられますが、利用頻度とかそういうのは教えていただかないとわからないのかなというふうに思うのですが、それを調べるということと。

もう一つ、一般町民の方の行政評価の外部評価をやっていますよね。町がやっているいろいろな政策を全部書き出していますよね。あれを 1 回見てみるとなるとすごい数になるかもしれませんが、町民の方がやっているのですから議員ができないわけがないですよ。それが本当に必要か、どれくらいの価値があるのか、これは本当に必要かどうかというのはチェックすることもどうなのかなと思ったのです。その中で目ぼしいものを見つけてそれがどれだけ財源的なものにかかっているのか、財源がかかっていないものは全部はじいていって、お金のかかっているもので町民が余りかかわりのないものだとかそういったものがないのかどうなのかということで、少し拾い上げて外部の人がやっているものに議員が全部知らないで評価もできないようであったなら困ると思いますので、それもやってみる価値はあるのかなと。これは今後の総務でやるようになったときのことです。議員報酬の再見直しと議会だよりの見直しがあるのですが議会だよりはやるやらないとか、それはまた別としても議員報酬も町長並みに 20%とか 30%でしたらどのくらいの金額になるのかというくらいのことは出しておいてもらったほうがいいのかと、これは今すぐではなくてもいいと思いますが、総務でやるようなときまででいいと思うのですが、きちんと頭の中に数字として置いておいてそして議論していくことも必要なのかもしれない。

事務局長（上坊寺博之君） 対案で向こうが示したやつではないですから。先ほども言ったようにこれは配らないでくださいと言われたのですが、これは配るからと。

委員（吉田和子君）　そうです。これはこんなものが向こうはやるとすればそういうことで
すよと総務にだけいただいたものですよ。

事務局長（上坊寺博之君）　いただいたのではないです。私はいただいたのですが、これは
示しただけです。

委員（吉田和子君）　ですから総務で今後やっていくためには・・・。

委員長（及川　保君）　正式にどこか出て回るとかそれはしないでほしいのです。

委員（吉田和子君）　向こうはこれだけできているわけですから私達は調査しておかなけれ
ばならないのではないですか。

事務局長（上坊寺博之君）　ヒヤリングしたわけでも何でもないので。

委員長（及川　保君）　意図的にやっているわけですから、余りこれを真剣にここでやらな
いでほしいです。

事務局長（上坊寺博之君）　内部で詰めているわけでも何でもないのでから、これは行革の
ある程度の見込みとして出しているだけの話なのです。

委員長（及川　保君）　室長の思惑がいろいろある中での話ですから。

委員（吉田和子君）　これを含めて全部政策の必要性を見ていったらこれはもちろん入って
いますので、一緒にいいと思うのです。

委員長（及川　保君）　これにとらわれなくてほしいのです。

委員（吉田和子君）　向こうの出されたこれだけ集約してしまってやるのではなく、全体を
もっと見直ししなければだめだなと思います。それから前田委員の前に決算委員会のときにも
らった資料の中に嘱託職員の関係だとか結構参考になる資料があるなと思って私見てきたので
す。決算のときにいろいろ請求した外部団体のいろんなそれらを私達も見直ししてそれもどう
なのかということも検討する必要があるのかなと思っています。

委員長（及川　保君）　ほかございませんか。ありませんね。

それでは 10 日の 13 時 30 分から連合審査を実施しますので。

局長。

事務局長（上坊寺博之君）　基本的に会派で議論して使えるのは議運だけですので、各常任
委員会は会派というものを使わないでほしいです。というのは議論が会派の議論の中に埋没し
てしまうのです。あくまでも議員というのは個人ですから、総務に限らないで会派の議論とい
うのは使わないでいただきたい。会派の議論が使えるのは議運だけですので。

委員長（及川　保君）　そういうことを押さえて会議に臨みたいというふうに思います。

閉会の宣告

委員長（及川　保君）　それでは、総務文教常任委員会を閉会いたします。長期に渡ってご
協力いただきましてありがとうございました。本日はご苦労さまでした。

（午後　3時52分）